

特定入所者介護サービス費（補足給付）の見直しについて

令和 3 年 8 月以降、下表のとおり利用者負担第 3 段階を 2 つの段階に区分するとともに、食費(日額)について見直しが行われます。

また、助成の要件となる第 1 号被保険者本人の預貯金等の基準について、段階ごとにそれぞれ基準が厳格化されます(第 2 段階:650 万円、第 3 段階①:550 万円、第 3 段階②:500 万円)。なお、第 2 号被保険者および夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の基準(1,000 万円)を維持します。

利用者負担段階		居住費（円）				食費（円）	
		ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型 個室	多床室	短期 入所	施設
第 1 段階	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護等受給者	820	490	490 (320)	0	300	300
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(*1)が年間 80 万円以下	820	490	490 (420)	370	600	390
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(*1)が年間 80 万円超 120 万円以下	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,000	650
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(*1)が年間 120 万円超					1,300	1,360
基準費用額		2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445	

*1 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、合計所得金額については、「高額介護(介護予防)サービス費の見直し【令和 3 年 8 月施行】」の表の下部※1 をご参照ください。

※ ()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※ 基準費用額(食費)についても、令和 3 年 8 月より、現行の 1,392 円/日から 1,445 円/日に見直しされます。

※ 令和 3 年 1 月末時点における国からの資料(改正案)に基づき作成しているため、今後変更になる可能性があります。